



改修後の五斗畠溜池

モ
リ
川

2024
No.96



本区概要
(令和6年4月現在)
受益面積 6,477 ha
組合員数 1,685 人

〈 目 次 〉

理事長あいさつ	2
令和6年 通常総代会開催	3
令和6年度 主な事業一覧	4
令和6年度 予算	5
令和6年度 賦課金納入について	6
多面的機能支払交付金事業の事務受託について	7
水・土・里ネット掲示板（改良区からのお知らせ）	8～10

管内の用水状況は
↓ こちらから ↓



理事長あいさつ



理事長
田澤伸一

盛夏の候、組合員各位におかれましては益々ご健勝の事とお慶び申し上げます。また、日頃より本区の業務運営並びに事業の推進につきまして多大なるご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

昨年は、記録的猛暑や極端な少雨により米の品質が著しく低下し、農家にどつては厳しい年でした。エルニーニョ現象の翌年には地球全体の温度が上昇するため、今年の夏も猛暑が予想されており、今後の降雨状況にもよりますが、水不足が懸念されます。関係機関と連携を密にして必要な用水確保に努めて参ります。また、末端用排水路の草刈りや泥上げ等の維持管理は

農家や地域住民が協力して実施しておりますが、その活動には多面的機能支払交付金を活用しているケースが多く、この制度は農業や農村の持続的発展にとっては欠かせないものとなっています。ところで、人口減少や高齢化が進み、多面的機能支払活動の継続が困難になりつつある事例もあり、中には、本区に対し事務委託を希望する声も多くなつたこともあり、今年度から本区でも事務受託をする体制を整え「地域支援室」を設けました。

担い手の規模拡大により、機能支払の活動組織「地域の皆様」との連携をこれで、主な事業について申し上げます。「国営かんがい排水事業」（最上川下流左岸地区）では、温暖化による雨量の増加とともに排水量の増加や、施設老朽化等の課題を解消するため排水系統を再編し、施設の更新・新設を行っています。

「毒蛇排水機場」と「中央排水機場」については昨年度より運転を開始しています。今年の三月には陸羽西線の下を通る「北楯大堰清川樋管放水路」が完成しています。今年度は、「大和排水機場」と「西野排水機場」の建設工事を引き続き実施するとともに、大和排水機場は令和六年度中、西野排水機場については令和八年度の運転開始に向け、事業を開始し、令和九年度の運転開始を予定しております。また、「生田排水機場」についても今年度に工事を開始し、令和九年度の運転開始を予定しております。また、今年度より事業採択となりました狩川事業「最上川下流左岸（京田川）地区」は、国営事業の実施により関連する地区的排水能力を向上させるため国営事業と一体として整備するもので、令和四年度より家根合・西袋地区の三箇所で排水機場を新設する中東情勢、そして米中対立の激化、さらに、二〇二四年には世界的に選挙の年であることも相俟つて、先を見通すことが一層困難になつております。このような状況下でも、地域農業の持続的発展のため、本区の役職員が一丸となり組合員各位の負託に応え適切な業務運営を行つて参ります。



まで以上に強くする必要がります。地域の農地・水・環境の保全の向上や地域の持続的発展のため多面的機能支払活動が継続できるよう本区としても全面的に支援させて頂きたいと思います。

「県営農村地域防災減災事業」（最上川下流左岸（京田川）地区）は、国営事業の実施により関連する地区的排水能力を向上させるため国営事業と一体として整備するもので、令和四年度より家根合・西袋地区の三箇所で排水機場を新設する中東情勢、そして米中対立の激化、さらに、二〇二四年には世界的に選挙の年であることも相俟つて、先

に着手しておりますが、今年度も引き続き地下かんがい工を実施して参ります。西野地区は昨年度に引き続き区画整理を実施して参ります。また、今年度より事業採択となりました狩川東部地区は実施設計を行う予定であります。



令和6年 通常総代会開催

去る令和6年3月25日、令和6年通常総代会が本区和室棟大会議室において開催されました。

総代現数55名のうち53名が出席し、議長に栄地区選出の太田博之総代が指名され、田澤理事長の挨拶後、下記議案が慎重審議され全議案とも原案通り承認、可決されました。

【令和5年度】

選挙執行

選 第2号 最上川土地改良区役員選挙執行要求について

報告事項

報告第1号 監査報告について

承認事項

総認第4号 最上川土地改良区職員給与額及び支給規程の一部改正について

議決事項

総議第17号 農村地域防災減災事業(用排水施設等整備事業)京田川地区(長沼)の計画変更について

総議第18号 令和5年度県営西興野地区ほ場整備事業費地元分担金長期借入金の変更について

総議第19号 令和5年度最上川土地改良区費収入支出第2回補正予算について

【令和6年度】

議決事項

総議第1号 水利施設等保全高度化事業(実施計画策定事業)最上川下流左岸3地区の実施について

総議第2号 県営狩川東部地区ほ場整備事業の実施について

総議第3号 令和6年度県営常万地区ほ場整備事業費地元分担金長期借入金について

総議第4号 令和6年度県営西興野地区ほ場整備事業費地元分担金長期借入金について

総議第5号 令和6年度県営狩川東部地区ほ場整備事業費地元分担金長期借入金について

総議第6号 令和6年度賦課金徴収方法について

総議第7号 令和6年度地区除外決済金の基準について

総議第8号 令和6年度最上川土地改良区費収入支出予算について



議長の太田博之総代



採決の様子

令和6年度 主な事業一覧

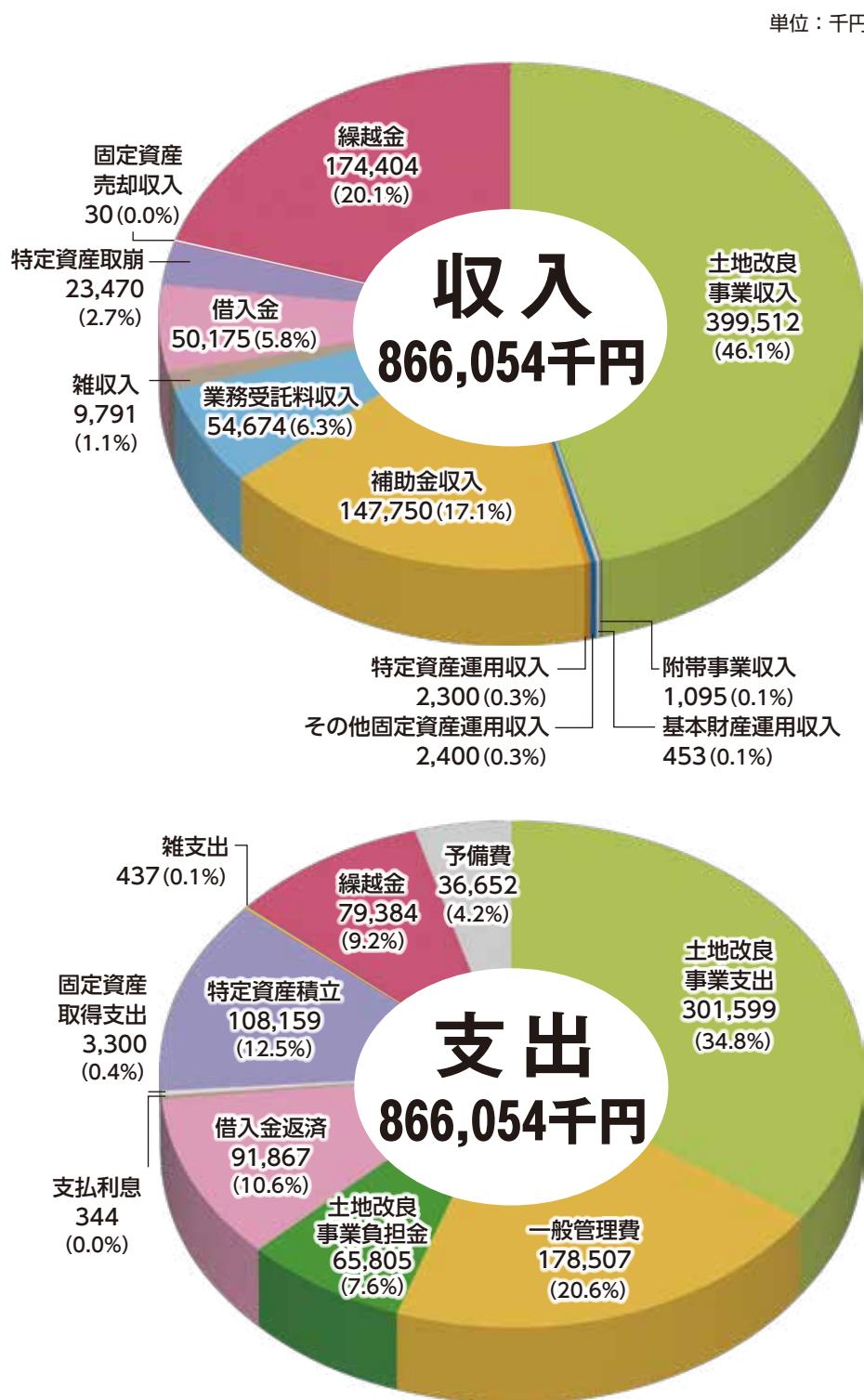
事業名	地区	総事業費 (百万円)	予定期	対象施設及び予定工事箇所
国営かんがい排水事業	最上川下流左岸地区	16,100	H29～R11	排水機場（改修5箇所、新設1箇所）、排水路等（5.6km）、水管理施設（一式）
県営水利施設等保全高度化事業 (農地集積促進型)	町堰地区	550	R元～R8	町堰（1,719m）、西野第二揚水機（電気設備）、宮曾根揚水機（電気設備）、同組堰（661m）
	長沼堰地区	551	R元～R8	長沼堰（5,489.3m）、長沼第五揚水機（改修）、十文字堰（1,102.1m）
県営農村地域防災減災事業 (用排水施設等整備事業)	京田川地区 (長沼地区)	942	H26～R8	勝楽塚排水路、長沼排水路（排水機）
	最上川下流左岸 (京田川) 地区	1,260	R4～R11	排水機場（新設3箇所）
県営農地整備事業	常万地区	2,860	H28～R7	対象面積：114.5ha 標準区画 200m × 50m = 1.0ha、 パイプライン、地下排水路、 地下かんがい（暗渠排水）
	西興野地区	923	R元～R10	対象面積：47.0ha 標準区画 200m × 60m、 パイプライン、地下排水路、 地下かんがい（暗渠排水）
	狩川東部地区	1,360	R6～R13	対象面積：43.1ha 標準区画 175m × 60m、 パイプライン、地下排水路、 地下かんがい（暗渠排水）
基幹水利施設管理事業	最上川下流地区	27 (本年度)	H14～	北楯頭首工、北楯大堰、最上川取水口、 東興野揚水機場、中央管理所
農業基盤整備促進事業	最上川3地区	90	R6～R8	溝畔整備 (京島排水路、添津排水路、生田排水路、 毒蛇排水路)
農業水路等長寿命化・ 防災減災事業	最上川1地区	66	R4～R6	落野目第二揚水機、十六合第一・第二・ 第四揚水機、荒鍋揚水機、長沼第一揚水機、 新堀揚水機、三郷原揚水機

詳しくお知りになりたい方はHPをご覧ください
<https://www.mtsn-mogamigawa.jp>

右のQRコードからもアクセス可能です →



令和6年度 予算



予算のポイント

電気・燃料費の高騰に対応するため、行政庁の補助金や交付金を有効に活用し、賦課金の単価を前年同様としています。

令和6年度 賦課金納入について

令和6年度、賦課金は次の通りです。これは令和6年3月25日に開催された通常総代会で議決されたものです。

賦課金、納入期限、賦課期日

賦課種別		賦課金 (10a当たり)	納入期限	賦課期日	
経常	一般	第1期 3,400円	令和6年7月16日	令和6年4月1日	
		第2期 2,100円	令和6年11月15日		
	十六合地区維持管理	2,500円	令和6年7月16日		
	家根合地区維持管理	2,500円			
	常万地区維持管理	3,000円			
特別	県ぼ家根合地区	4,200円	令和6年11月15日		
	県ぼ常万地区	3,500円			
	県ぼ西興野地区	4,000円			
	県ぼ狩川東部地区	4,000円			

※ 賦課金の納入が遅れますと **年利10.95%の延滞金** が課せられます。
期限までの納入をお願いいたします。

令和3年度より口座振替分の領収証の発行を廃止させて頂いております。

- 賦課金額については毎年6月に送付しております「**賦課金通知書**」、支払いは「**通帳**」で確認できるため、確定申告においても支障ありません。
- 尚、事情により領収書が必要な場合は **財務係 (0234-43-2256)** までご連絡をお願いします。

令和6年度 地区除外決済金の基準について

10a当たり

	①全地区 共通決済金	②各地区維持管理費 将来負担決済金	③各県営事業地区毎決済金 (償還残金、残事業費等)	合計	付記
(ア) (イ)～(カ) 以外の土地				78,490円	
(イ) 十六合		54,068円		132,558円	
(ウ) 家根合		48,781円		127,271円	ほ場整備実施地区内 償還済の土地
(エ) 家根合			10,801円	138,072円	ほ場整備実施地区内 未償還の土地
(オ) 常万			190,422円	268,912円	ほ場整備実施地区
(カ) 西興野			226,611円	305,101円	ほ場整備実施地区

多面的機能支払交付金事業の事務受託について

「多面的機能支払交付金」の事務について、構成員の減少や高齢化により、事務作業が困難な状況になってきていることから、事務を委託したいという要望があったため、今年度から地域支援室を設け土地改良区で事務を受託することとしました。現在の状況と受託内容については下記記載の通りです。

事務受託件数（令和6年6月30日現在）

19組織（庄内町13組織・酒田市5組織・鶴岡市1組織）

事務受託の内容

● 「維持・共同」事務受託

- ①実績報告書作成
- ②活動記録作成（参加者名簿作成は、組織対応）
- ③金銭出納簿作成（参加者名簿作成は、組織対応）
- ④賃金計算（個人への支払いは組織対応）
- ⑤領収整理帳作成（購入や支払いは、組織対応）
- ⑥所得税申告
- ⑦写真整理帳作成（撮影は組織対応）

● 「長寿命化」事務受託

- ①実績報告書作成
- ②活動記録作成（参加者名簿作成は、組織対応）
- ③金銭出納簿作成（参加者名簿作成は、組織対応）
- ④賃金計算（個人への支払いは組織対応）
- ⑤領収整理帳作成（支払いは、組織対応）
- ⑥設計発注業務（不具合箇所の把握、施工方法の提案も含む）
- ⑦工事発注業務（入札や現場管理、完成検査等）
- ⑧直営施工の管理

受託料

受託料は、「時間単価×事務等に要した時間」により算出された額を「賃金」として頂きます。

- 「維持・共同」3,130円／時間（ただし、請求額は交付金額10%上限とする）
- 「長寿命化」3,450円／時間（ただし、請求額は交付金額10%上限とする）

当土地改良区では、さらなる地域資源の保全向上等の活動を円滑に推進するために、活動組織と連携し、事務や技術面でのサポートを強化しています。ご不明なこと、困っている点等があればどうぞお気軽にご相談ください。

お問い合わせ先 ◆最上川土地改良区 地域支援室 ☎0234-43-8922

水・土・里ネット掲示板

こんなときは届出をしてください！

- ◎ 農地の権利移動（賃貸借契約及び解約・売買など）
- ◎ 組合員の方が亡くなられたとき
- ◎ 組合員の住所・電話番号の変更
- ◎ 経営移譲をされたとき

『組合員資格得喪通知書』

※賦課金は毎年4月1日現在までに届出（組合員資格得喪通知書）のあった土地面積に応じて負担して頂いております。

届出が遅れますと当事者間（貸手、借手）での清算となりますので御承知願います。

※賦課金とは、施設の維持管理費・運営事務費や事業の借入返済金などに充てるお金です。受益者は受益面積に応じて負担するというのが賦課金の仕組みです。

公共機関（市町村、農業委員会、法務局等）、農協等への手続きとは別に、土地改良区への届出（土地原簿の修正の為）が必要となります。

組合員資格得喪通知書						
下記により組合員資格が得喪したので土地改良法第43条第1項の規定により通知します。						
現資格者	氏名 京田川 太郎 <input type="button" value="印"/>					
新資格者	氏名 最上川 一郎 <input type="button" value="印"/>					
最上川土地改良区 理事長 田澤 伸一 殿						
1. 資格得喪対象の土地						
市・町	大字	字	地番	地目	用途	地 積 <small>m²</small>
酒田市	木川	梵天	76	田	田	231
酒田市	木川	梵天	77	田	田	3,245

【届出用紙記入例】

- ◎ 田を転用する時
- ◎ 田を畑として利用する時
- ◎ 田が公共事業などで買収される時

『土地除外申請書』

※農地を地区除外される場合は、土地改良法の規定により土地改良区への申請と決済金の納付が義務づけられています。これらの手続きが行われないと、土地原簿から除外できない為、次年度以降も賦課金を支払うことになりますので注意してください。

ご注意ください！

滞納賦課金（未納金）は新組合員が負担

農地の権利移動（売買・耕作者等の変更）があった場合、その土地に滞納賦課金（未納金）があると土地改良法第42条第1項（権利義務の承継）の規定により、変更があった土地の新組合員に承継され、滞納賦課金（未納金）を支払わなければなりませんので注意してください。

賦課金を滞納（未納）されている組合員の方へ

賦課金の未納が多くなれば土地改良区の運営に支障をきたします。組合員間の公平性を確保する為、滞納組合員には財産の差押等による滞納処分を執行せざるを得ませんので、ご理解とご協力をお願いします。

※滞納処分とは、賦課金を滞納している人（滞納者）の意思に関わりなく、滞納になっている賦課金を強制的に徴収するため、その人の財産を差押え換価し、滞納になっている賦課金に充てて完納させる一連の手続を言います。

令和6年度 職員配置図

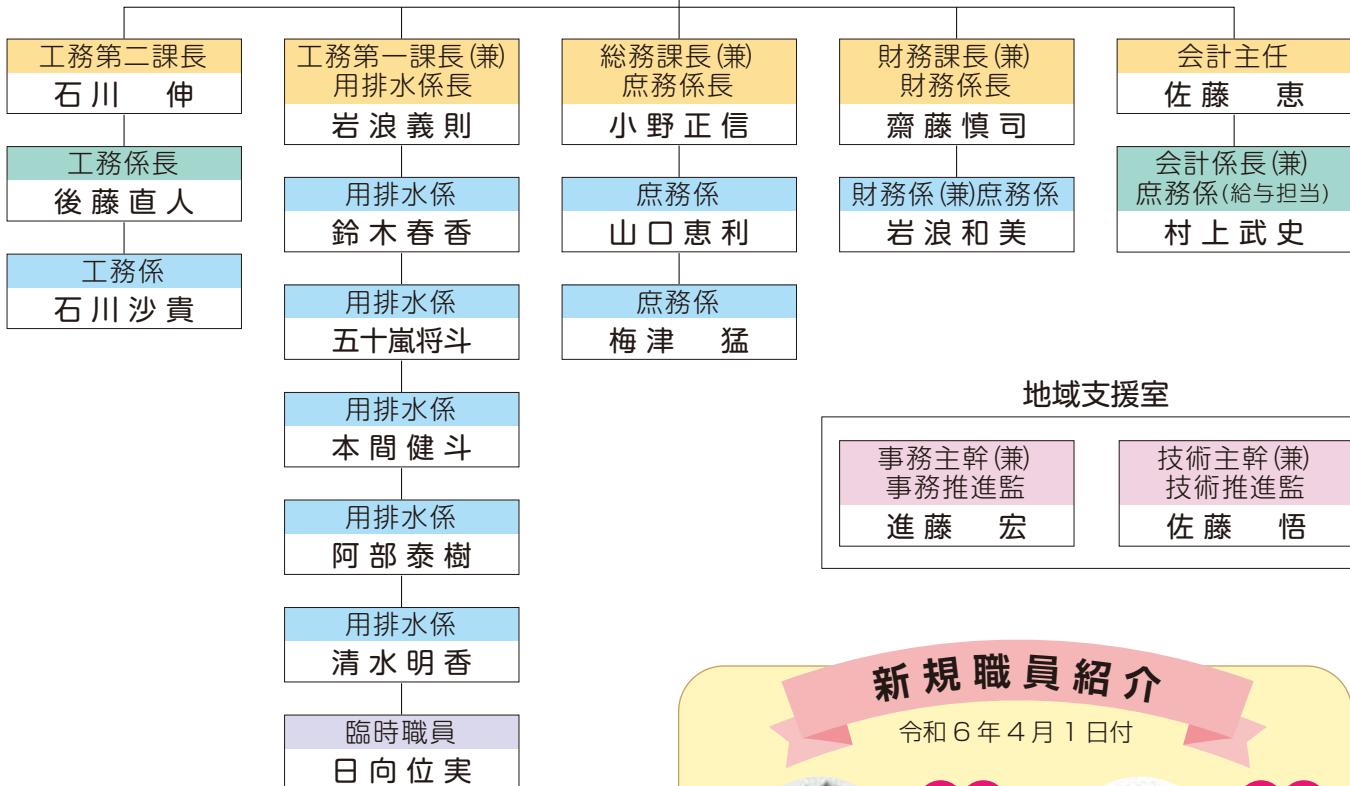
(令和6年4月1日現在)

事務所の人員配置

職員 19名
臨時 1名

参 事
齋藤 孝蔵

令和6年4月1日付けの人員配置です



地域支援室

事務主幹(兼)
事務推進監
進藤 宏

技術主幹(兼)
技術推進監
佐藤 悟

新規職員紹介

令和6年4月1日付



新採
配属
工務第一課
阿部 泰樹さん



新採
配属
工務第一課
清水 明香さん

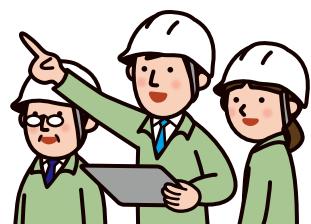
各係直通電話番号

庶務係: ☎ 0234-43-2255
財務係: ☎ 0234-43-2256
会計係: ☎ 0234-43-2258
用排水係: ☎ 0234-43-8885
工務係: ☎ 0234-43-8886
地域支援室: ☎ 0234-43-8922

令和6年度採用 施設管理員募集

経験のある方・ない方問わず、元気な方の応募をお待ちしております！

- 募集人員 : 若干名
応募資格 : 最上川土地改良区管内に在住で概ね67歳までの健康な方
勤務内容 : 水路看視業務及び揚排水機運転業務
受付期間 : 令和7年1月31日(金)まで
提出書類 : 履歴書及び健康診断書を庶務係まで提出
賃金 : 日額7,600円
雇用期間 : 令和7年4月中旬～令和7年9月中旬又は11月下旬



農業用水期間について

令和4年度から代掻き期間が20日間に変わりました。
5月初旬からの代掻き用水は需要が多いため、
早めの作業で用水の有効利用に心がけください。

代掻期：4／21～5／10 (20日間)

普通期：5／11～9／15

水田への水掛けは**4／21～9／15**までとなっております。

それ以外は**河川法に違反となりますので絶対にしないでください。**

河川名	施設名	期 農業用水期間				年間総取水量	摘要
		点検用水 4月16日～4月20日 (5日間)	代掻き期 4月21日～5月10日 (20日間)	普通期 5月11日～9月15日	非灌漑期 9月16日～ 翌年4月15日		
最上川	最上川取水口	m ³ /s 0.964	m ³ /s 11.695	m ³ /s 13.925	m ³ /s —	千m ³ 139,840	許可水利権
立谷沢川	北橋頭首工	1.775	9.199	1.799	1.775	—	許可水利権
	計	2.739	20.894	15.724	1.775		

水路・ため池等転落防止について

8月に入り、子供たちも夏休みの時期を迎えております。

この期間は夏の暑さによる体調不良や気の緩みにより、例年、水難事故が多発する傾向にあります。

当土地改良区でも、事故の未然防止のため、安全施設や看板等の設置を行っております。また、教育委員会を通して、小学校や幼稚園への指導要請を行っているところですが、地域や家庭内におかれましても、常日頃からの指導と監督をよろしくお願い致します。



水路侵入への注意看板

第2回 草刈実施期間

本区管理施設、第2回草刈実施期間は以下の予定です。

**令和6年9月1日(日)から
令和6年9月15日(日)まで**

※草刈開始時期については、各地区の農協の指導に合わせて進めてください。



皆さまからのご意見・
ご要望がございましたら
お寄せください

✉ info@mtsn-mogamigawa.jp
FAX 0234-43-2257

ホームページのお問い合わせからも送信できます